

岩手県ダンススポーツ連盟事業推進に関する事務取扱指針

(趣旨)

第1条 この指針は、岩手県ダンススポーツ連盟規約第4条の規定に基づき、**本連盟**が行う事業の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(実行委員会と会計区分)

第2条 **本連盟**は、事業の目的を明確にして収支を明らかにするため、原則としてその都度実行委員会を組織し特別会計を設けるものとする。

2 次の各号に掲げる事業を所管する本部長は、当該各号に掲げる時期までに常務理事会若しくは理事会に諮って実行委員長を選任するものとする。

- (1) 競技会 1年以上前
- (2) 技術認定会 6ヶ月以上前
- (3) 交流会 3ヶ月以上前
- (4) その他 事業の実施に必要と認められる期間

3 前項の規定により選任された実行委員長は、直ちに実行委員会を組織するものとする。

4 前3項の規定により難い場合には、通常の職務分担とし、一般会計によるものとする。

(上位方針優先の原則)

第3条 事業を企画立案する場合には、既に総会で決定している年度計画や方針等の上位方針を優先することを原則とする。

2 前項の規定により難い場合には、常務理事会若しくは理事会の承認を経るものとする。

3 事業の性格上緊急を要し、前2項の規定により難い場合には、その都度会長が判断し、次回の常務理事会若しくは理事会に報告するものとする。

(事業企画)

第4条 実行委員長又は事業企画担当者は、次に掲げる基本事項を他の項目に優先して立案するものとする。

- (1) 事業実施の目的
- (2) 事業実施の対象者
- (3) 事業実施の成果
- (4) その他必要と認められる基本的なこと

2 前項の基本事項を受け、実行委員会又は事業所管本部は、次の各号に掲げる項目に関し、具体的な計画を立案するものとする。なお、立案に際しては極力電子メール等を活用して情報の共有とコミュニケーションの醸成に努めるものとする。

- (1) 日時と場所
- (2) 具体的な事業内容
- (3) 共催、協賛、後援等の有無とその内容
- (4) 広告募集の有無とその内容

- (5) 対外的な広報手段
- (6) 集客の方法
- (7) 公認申請等の諸手続の時期
- (8) 役割分担
- (9) その他必要と認められること

(事業実施)

第5条 実行委員長又は事業企画担当者は、前条により事業を企画したときは次に掲げる項目に留意して実施するものとする。

- (1) 事業実施にあたっての責任分担の明確化
- (2) 対外的な窓口の明確化
- (3) トラブル発生時の対応方針
- (4) その他必要と認められること

(事業評価)

第6条 実行委員長又は事業企画担当者は、事業を終了したときは次に掲げる項目に留意して評価するものとする。

- (1) 事業実施の目的の達成状況
- (2) 事業実施の成果の測定
- (3) その他必要と認められること

2 実行委員長又は事業企画担当者は、事業評価の概要を次回の常務理事会若しくは理事会に報告するものとする。

(補則)

第7条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

この指針は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成19年9月29日から施行する。

附 則

この指針は、平成24年7月13日から施行する。